

## 漁業者の安全操業に向けた外国漁船の違法操業に対する 取締りの強化を求める意見書

我が国の排他的経済水域である日本海・大和堆周辺水域は、本県の中型イカ釣り船の主たる漁場であるが、近年、北朝鮮や中国の漁船が違法操業を繰り返しており、操業妨害などの被害も発生している。

国においては、関係省庁が連携し、違法操業を行う外国漁船に対し、可能な限り放水等の措置により排他的経済水域から排除しているものの、本年度においては、周辺海域において北朝鮮公船が確認されたことを受け、安全確保のため、9月30日から10月29日までの間、日本漁船に対し大和堆の一部海域への入域自粛を要請し、漁業者が自国の排他的経済水域内に入域できない事態となった。

スルメイカは、本県の海面漁業における漁獲量の大きなウエイトを占めており、このまま外国漁船による違法操業が続けば、日本海におけるスルメイカ資源の減少、ひいては漁場の確保に悪影響を及ぼし、本県漁業者が被る被害が一層拡大することが危惧される。加えて、漁業者の減少や高齢化が進む一方で、後継者の確保が進まない状況にあるなど、本県水産業を取り巻く環境が厳しさを増す中、担い手を確保し、本県水産業を持続可能なものとするためには、操業における安全・安心の確保が必要である。

よって、国においては、水産資源の保護、漁場の確保及び安全な漁業環境の確保に向けて、大和堆周辺水域における外国漁船の違法操業に対する警戒と取締りを強化されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月17日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	山東昭子	殿
内閣総理大臣	菅義偉	殿
農林水産大臣	野上浩太郎	殿
国土交通大臣	赤羽一嘉	殿

山形県議会議長 金澤 忠一